

第9編 市民生活

1 戸籍・住民登録等

(1) 支所・出張所等

ア 設置状況

(ア) 沼南支所

(イ) 出張所

田中・増尾・光ケ丘・豊四季台・南部・西原・松葉・藤心・高柳（左記の9カ所については、近隣センターと併設）・富勢・柏駅前行政サービスセンター

(ウ) 柏の葉サービスコーナー

イ 取扱業務

戸籍，住民基本台帳，印鑑登録，埋火葬等の許可，マイナンバーカードの交付，国民健康保険及び国民年金（住所異動に伴う手続に限る。），税その他収入金の収納，市税証明（納税・所得・評価等）等

※柏の葉サービスコーナーでは，このうち戸籍及び住民基本台帳（証明書の発行に限る。），印鑑登録証明書及び印鑑登録，市税証明（納税・所得・評価等）に関する業務を取り扱っている。

(2) 本籍数と本籍人口（令和6年3月末日現在）

年度	R3	R4	R5
本籍数	124,790	125,742	126,730
本籍人口(人)	311,546	312,786	314,210

(3) 戸籍届出件数

年度	R3	R4	R5
本籍人(件)	8,131	8,000	7,884
非本籍人(件)	4,305	4,437	4,408
他市町村から送付(件)	4,461	4,464	4,401
計(件)	16,897	16,901	16,693

(4) 住民基本台帳事務取扱件数

年度	R3	R4	R5
転入届(件)	15,595	18,827	18,111
転出届(件)	14,170	15,723	15,981
転居届(件)	6,740	6,559	6,427
その他(件)	21,012	20,787	20,806
計(件)	57,517	61,896	61,325

(5) 証明書交付件数

年度	R3	R4	R5
戸籍(件)	42,183	47,306	52,237
除籍(件)	13,022	13,617	13,853
住民票・戸籍の附票(件)	198,351	199,451	188,590
印鑑(件)	109,628	108,993	109,676
計(件)	363,184	369,367	364,356

(6) 住居表示実施状況(令和6年3月末日現在)

区域	面積(km ²)	世帯数(世帯)	人口(人)
市全体	114.74	207,027	435,633
住居表示実施区域	19.58(17.06%)	100,350(48.47%)	204,764(47.00%)

2 国民健康保険

(1) 国民健康保険の加入状況

年 度	R3		R4		R5	
	世帯	人数(人)	世帯	人数(人)	世帯	人数(人)
人 口	192,533	430,032	196,147	432,985	198,819	434,462
被 保 険 者 数	56,260	83,816	54,781	80,107	54,082	77,876
被保険者資格 取 得 者 数	10,986	16,601	12,761	18,298	12,720	18,064
被保険者資格 喪 失 者 数	11,767	18,777	14,137	21,752	13,868	20,765
国民健康保険 加 入 率 (%)	29.2	19.5	27.9	18.5	27.2	17.9

※被保険者資格取得者数及び被保険者資格喪失者数については、年度内に資格の取得・喪失がともにあった場合を含む。

(2) 保険給付状況（療養諸費）

年度	総額(千円)	療養の給付等(千円)	療養費(千円)
R3	22,481,284	22,240,385	240,899
R4	21,999,738	21,771,077	228,661
R5	21,742,082	21,515,277	226,805

(3) 保険給付状況（その他）

年度	総 額 (千円)	高額療養費 (千円)	移送費 (千円)	葬祭費 (千円)	出産育児 一時金 (千円)	傷病手当金 (千円)
R3	3,436,202	3,314,076	1	23,700	96,309	2,116
R4	3,264,888	3,141,138	19	24,800	93,716	5,215
R5	3,343,311	3,211,280	0	24,200	107,053	778

3 国民年金

(1) 被保険者数及び給付状況

年度	区 分	総 数	内 訳			
			老齢基礎 年 金	障害基礎 年 金	遺族基礎 年 金	寡婦年金
R3	被保険者数(人)	80,346	—	—	—	—
	受給権者数(人)	110,115	106,498	3,008	579	30
	年金支給額(千円)	74,394,364	71,374,090	2,541,934	466,497	11,843
R4	被保険者数(人)	78,725	—	—	—	—
	受給権者数(人)	110,683	106,873	3,164	611	35
	年金支給額(千円)	74,676,834	71,516,055	2,661,633	485,787	13,360
R5	被保険者数(人)	77,135	—	—	—	—
	受給権者数(人)	111,283	107,344	3,275	627	37
	年金支給額(千円)	76,809,394	73,472,824	2,815,974	506,106	14,490

(2) 福祉年金の給付状況

所得が一定額以下であることを条件として給付される無拠出制の年金

年度	区 分	総 数	内 訳	
			老齢福祉年金	障害基礎年金
R3	受給権者数(人)	2,749	0	2,749
	年金支給額(千円)	2,438,331	0	2,438,331
R4	受給権者数(人)	2,909	0	2,909
	年金支給額(千円)	2,526,837	0	2,526,837
R5	受給権者数(人)	3,007	0	3,007
	年金支給額(千円)	2,667,907	0	2,667,907

4 消費生活

昭和50年5月1日に「消費生活センター」を設置し、消費生活相談、消費者被害の未然防止、消費者教育及び啓発など、消費者問題に対し積極的に取り組んできた。

昨今の少子高齢化の進展、スマートフォンの利用やインターネット取引、キャッシュレス決済の拡大などにより、本市に寄せられる消費者トラブルに関する相談は、世代を問わず、ここ数年、高い水準で推移しているところである。こうした中、柏市消費生活センターでは、「柏市消費者教育推進計画」に沿って、消費生活相談体制の確保をはじめ、消費者啓発、消費者教育を推進すべき各施策を、計画かつ体系的に行っている。なお、2022年4月に民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたこともあって、若者の消費者トラブルの未然防止に取り組む必要性がこれまで以上に高まっている。今後は相談支援体制の更なる充実と多様なツールを活用した啓発に努めていく。

(1) 消費生活相談受付状況

資格を有する消費生活相談員が、消費生活における商品やサービスに関する苦情・問い合わせ等を受け付け、トラブル解決のための助言、あっせん、情報提供等を行っている。

区 分		R4 年度 (件)	R5 年度 (件)	対前年度	
				増減数 (件)	増減率 (%)
商 品	教養娯楽	269	284	15	5.6
	食料品	191	167	△24	△13.6
	商品一般	351	335	△16	△4.6
	土地・建物・設備	103	100	△3	△2.9
	住居品	150	128	△22	△14.6
	被服品	191	177	△14	△7.3
	その他の商品	501	458	△43	△8.6
	小計	1,756	1,649	△107	△6.2
役 務 (サ ー ビ ス)	運輸・通信サービス	223	229	6	2.6
	金融・保険サービス	221	232	11	5.0
	他の役務	220	220	0	0
	保健・福祉サービス	279	283	4	1.4
	レンタル・リース・賃借	162	175	13	8.0
	教養・娯楽サービス	278	273	△5	△2.8
	工事・建築・加工	207	210	3	1.4
	その他の役務	235	284	49	20.9
	小計	1,825	1,906	81	4.4
その他		200	168	△32	△16.0
合 計		3,781	3,723	△58	△1.5

(2) 多重債務問題対策

庁内関係各課と「柏市多重債務問題対策庁内連絡会」を設置し、連携を図るとともに、東葛地区6市と千葉県弁護士会松戸支部で「東葛多重債務問題対策フォーラム」を設け、多重債務問題の対策に取り組んでいる。

令和5年度の主な取り組みは、東葛多重債務問題対策フォーラム主催による相談会を5月と11月に開催、千葉県弁護士会松戸支部の協力による市独自の相談会を6回開催した。

また、平成31年1月に千葉県弁護士会と協定を締結し、消費生活センターが多重債務に関する相談者に対し、専門知識を有する弁護士を直接紹介できるようにした。

(3) 消費生活情報の提供

消費者被害の未然防止を図るため、消費生活センターに寄せられた相談情報を集計し、最新の事例や対処法等の情報を「柏市消費生活センターつうしん」として発行し、市のホームページに掲載するとともに、関係機関及び消費者講座等で配付した。

(4) 消費者教育・啓発

平成30年4月に策定した「柏市消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育・啓発を推進した。高齢者を主な対象として悪質商法等をテーマとした消費者講座を、消費者団体や地域包括支援センター等とも連携を図りながら実施したほか、市内の高等学校等からの依頼により、2022年からの成年年齢引き下げに向けた消費者講座を実施した。

また、市内で活動する消費者団体を講師として、こどもルームの児童に対し、紙芝居の朗読及びお小遣い帳の付け方講座を開催した。学校における消費者教育の推進を図るため、教育委員会、小・中・高等学校の教員で構成する「柏市消費者教育推進連絡会」を3回開催した。

■ 消費者講座の開催状況

年度	開催回数(件)	受講者数(人)
R3	12	216
R4	20	383
R5	22	742

■ 児童に対する消費者教育の開催状況

受講団体	開催回数(回)	受講者数(人)
学童保育施設(こどもルーム)	6	158

(5) 消費生活コーディネーター

地域における市民の消費生活の安全と向上を図ることを目的に昭和63年度から、市内ふるさと協議会から推薦を受けた市民を消費生活コーディネーターとして委嘱している(令和6年4月1日現在、36名)。

任期は2年で、消費生活センターが実施する研修会に参加し、地域における消費者啓発活動、消費生活相談への案内、消費者トラブルの未然防止及び各種消費生活に関する情報提供等を行っている。

(6) 柏市消費者行政推進協議会

市民の消費生活の安定及び向上を図るため、柏市消費者行政推進協議会を設置している。令和5年度は、主に若年者の消費者トラブル防止に向けた事業について、若年者の消費生活相談の最近の状況を踏まえ、各ライフステージでの消費者教育及び啓発等について協議するため、対面での協議会を2回開催した。

(7) 製品安全4法等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき表示が義務付けられた製品（表示の有無、表示内容等）について、立入検査を実施した。

根拠法令	検査店舗数	検査個数	違反件数
家庭用品品質表示法	9	73	1
消費生活用製品安全法	4	12	0
電気用品安全法	4	19	0
ガス事業法	1	1	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	1	4	0

(8) 市民持込みによる食品等の放射性物質測定

市民の食の安全・安心の確保のため、公的機関の検査対象となっていない家庭菜園で栽培された野菜、自宅の庭に自生している果実及び井戸水等の飲料物等、自家消費される食品を対象に、委託検査機関による放射性物質の測定を実施した。

食品区分	基準値 (Bq/kg)	測定件数	基準値を超過 した件数	検出下限値を 超過した件数
飲料水（井戸水）	10	4	0	0
牛乳	50	0	0	0
乳児用食品	50	0	0	0
一般食品	100	10	0	3
合計		14	0	3

※ 基準値の数値は、セシウム134と137の合計値

※ Bq/kgとは、ベクレル/キログラムのこと

5 計量

正確な計量の実施を確保するため、商店、工場、病院等で取引や証明に使用されているはかりの定期検査及び商品量目等の立入検査の他、適正計量に関する指導・啓発事業及び計量に関する苦情処理等を行っている。

(1) 特定計量器の定期検査及び事前調査

特定計量器（質量計）の性能及び器差を一定水準以上に維持することを目的に、計量法第19条第1項の規定により、奇数年度は常磐線より南区域、偶数年度は主に常磐線より北区域を中心とした市内全域の特定計量器、分銅及びおもりについて、指定定期検査機関による定期検査を2年ごとに実施している。

また、次年度、新規に定期検査対象者となる者を把握するため、事前調査を実施している。

■ 定期検査（市実施分）

検査戸数	検査個数		不合格個数
432	計量器	937	3
	分銅等	99	0

■ 事前調査

調査戸数	次年度検査対象戸数
32	24

(2) 立入検査

適正な計量を確保するために、スーパーマーケット及び事業所等に立ち入り、商品量目並びに特定計量器の使用方法及び定期検査有効期間について検査を実施し、不適正な商品及び特定計量器等が存在する場合は、指導を行っている。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、前期の商品量目立入検査及び質量計使用方法検査は中止にした。

■ 特定計量器立入検査

内容	台帳検査				器物検査			
	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数	検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数
タクシーメーター	7	0	136	0	7	1	13	1
燃料油メーター	—	—	—	—	7	0	70	0
液化石油ガスメーター	—	—	—	—	1	0	2	0
ガスメーター（石油ガス用）	6	0	1,177	0	8	0	22	0

※検査戸数は、検査を実施した物件数

■ 商品量目立入検査

検査戸数	不適正戸数	検査個数	不適正個数
14	6	1,038	30

■ 質量計使用方法検査

検査戸数	指導戸数	検査個数	指導個数
14	6	42	10

(3) 普及啓発事業

市民の計量意識の向上及び販売者等に対する正確計量の推進を図るため、計量思想の普及啓発に取り組んでいる。

事業名等	開催日	場所	参加人数	内容
夏休み 子ども教室 「天びんはかりを作ろう！」	令和5年 8月3日	青少年 センター 創作室	13組 (親子)	・「消費生活センターにおける計量の仕事」の講義 ・天びんはかりの工作
	令和5年 8月4日		14組 (親子)	
沼南まつり	令和5年 10月8日	セブンパーク アリオ柏	404人 ※	・計量クイズ ・計量啓発グッズの配布 ・アンケートの実施
ポスター掲示	令和5年 10月26日～ 同年11月30日	・本庁舎 ・アミュゼ柏 ・沼南庁舎	—	計量強調月間用ポスターの掲示
家庭用計量器 無料簡易検査	令和5年 11月13日～ 同月24日 のうち9日間	消費生活 センター	42名	・体重計 26器 ・キッチンスケール 23器 ・体温計 57器 ・血圧計 24器

※ アンケートの件数から割り出した人数

6 市民活動支援

(1) 市民公益活動促進条例

市民活動は、地縁型活動であれ、テーマ型活動であれ、新たな公共領域の重要な担い手であり、地域社会の様々な課題に柔軟に対応できる可能性を持っている。

こうした可能性やそれぞれの特性を十分に活かし、効果的に公益的な事業やサービスが提供されるためには、市民公益活動の自立的発展を促進する支援策が必要と考え、「市民との協働に関する指針」を策定し（平成16年4月1日）、「市民公益活動促進条例」を制定した（施行：平成16年10月1日）。

市民公益活動促進条例では、市民公益活動に関する基本理念や市民、市民公益活動団体及び市の責務などを定めることにより、市民公益活動の促進を図ることを目的としている。

(2) 市民公益活動促進基金制度

NPO等の市民公益活動団体は、今後ますます公共領域を担うことが期待されるが、多くの団体の財政基盤は脆弱である。多様な活動を活性化し地域社会全体を元気にしていくためには、行政だけでなく地域全体で活動を支援する仕組みが必要と考え、平成25年度から市民公益活動促進基金（柏・愛らぶ基金）を創設した。

この制度は、市民や事業者から寄附を募り、その寄附を原資とした補助金制度である。特徴としては、寄附者が応援したい市民公益活動団体を選んで寄附をすることができる。活動団体にとって使いやすい補助制度（原則、食糧費以外は補助対象）。ふるさと寄附制度に該当するため、税控除の対象となる。

■ 寄附状況

区分 年度	団体応援寄附		一般寄附		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H27	117	2,538,000	12	260,054	129	2,798,054
H28	92	2,128,000	10	293,923	102	2,421,923
H29	107	3,050,700	13	346,400	120	3,397,100
H30	90	1,880,000	23	909,257	113	2,789,257
R1	90	1,751,005	40	1,403,629	130	3,154,634
R2	63	2,171,000	54	1,689,926	117	3,860,926
R3	60	3,251,800	106	2,150,811	166	5,402,611
R4	57	1,729,400	411	16,933,000	468	18,662,400
R5	40	1,247,000	119	7,208,480	159	8,455,480
合計	716	19,746,905	788	31,195,480	1,504	50,942,385

■ 補助金の交付状況

年度	柏・愛らぶ基金
H28	15 団体
H29	16 団体
H30	20 団体
R1	19 団体
R2	20 団体
R3	21 団体
R4	17 団体
R5	14 団体
R6	12 団体
交付団体	①NPO 法人 ちば里山トラスト ②柏自主夜間中学 ③特定非営利活動法人 NPO こどもすぺーす柏 ④特定非営利活動法人 ホスピスケアを広める会 ⑤柏市消費生活かたくりの会連絡協議会 ⑥柏ジュニアストリングオーケストラ ⑦特定非営利活動法人 ケアラーネットみちくさ ⑧柏市ひとり親（母子，父子，寡婦）福祉会 ⑨特定非営利活動法人 せっけんの街 ⑩介護・認知症の家族と歩む会 ⑪できる街プロジェクト ⑫一般社団法人 セカンドライフファクトリー

(3) 市民公益活動補助金制度

平成16年度からスタートした制度で，自主的な市民公益活動を行っている団体の自立や発展に向けて，活動事業費を一部補助するもの

これまで立ち上げ支援（たまごコース...補助率90%・上限10万円）と自立支援（ひよこコース...補助率50%・上限50万円）の2部門としていたが，平成21年度より新たに連携支援（かるがもコース...補助率50%・上限50万円），平成24年度からはふる協・町会モデル支援（すずめコース...補助率90%・上限10万円）が加わり4部門制となった。たまご・すずめは1カ年，ひよこ・かるがもは3カ年までの補助年数制限がある。

平成25年度から補助金の制度を見直し，従来のものを一本化し柏市民公益活動育成補助金（たまご補助金）とする。補助率90%・上限20万円と市民公益活動団体が利用しやすくなった。

■ 補助金の交付状況（平成24年度まで）

年度	たまごコース	ひよこコース	かるがもコース	すずめコース
H22	8 団体	6 団体	1 団体	
H23	5 団体	3 団体	1 団体	
H24	5 団体	5 団体	1 団体	8 団体

（平成25年度から）

年度	柏市民公益活動育成補助金（たまご補助金）
H26	10 団体
H27	12 団体
H28	9 団体
H29	13 団体
H30	12 団体
R1	16 団体
R2	10 団体
R3	7 団体
R4	7 団体
R5	7 団体
R6	5 団体
交付団体	①柏の葉eスポーツ研究会 ②虹色未来大学 ③Chloris Music（クロリス・ミュージック） ④風早南部かるたプロジェクトチーム ⑤ちゃーりんぐ柏

(4) 柏市地域活動支援補助金（+10（プラステン））

ふるさと協議会や町会・自治会・区等の地縁団体による地域の課題解決への取り組みを支援するため、活動事業費の一部を補助するもの

平成24年度、柏市民公益活動補助金制度に「ふる協・町会モデル支援（すずめコース）」として新設したものを見直し、平成25年度から別制度とした。

対象事業は、「環境美化・保全」、「防災・防犯」、「交流イベント等」、「ICT推進」の4分野とし、上限額は10万円、同一分野における事業への補助は3回まで（1回目の補助率90％、2回目・3回目の補助率80％）。なお、「すずめコース」での受給は、1回目の受給とみなす。

平成28年度から申請を2期制とした。また、令和3年度に「ICT推進」分野を創設した。

■ 補助金の交付状況

年度	柏市地域活動支援補助金 (+ 1 0)
H30	1 3 団体
R1	1 3 団体
R2	9 団体
R3	7 団体
R4	8 団体
R5	1 2 団体
交付団体	①第一住宅増尾団地自治会 ②柏の葉三丁目町会 ③豊四季台地域ふるさと協議会 ④加賀町会 ⑤千代田町会 ⑥増尾町会 ⑦前原町会 ⑧布施新町町会 ⑨松葉三丁目町会 ⑩新青田町会 ⑪柏市つくしが丘町会 ⑫北柏町会

(5) 市民公益活動団体の現況 (登録団体数)

※柏市民公益活動促進条例に基づく登録数(令和6年4月1日現在)

団体の種類	団体数	団体の種類	団体数
1 保健・医療・福祉の増進	101	1 1 国際協力及び国際化の推進	9
2 社会教育の推進	32	1 2 男女共同参画社会の形成	3
3 まちづくりの推進	59	1 3 子どもの健全育成	43
4 観光の振興	5	1 4 情報化社会の発展	4
5 農村の振興	1	1 5 科学技術の振興	2
6 学術・文化・芸術・スポーツの振興	84	1 6 経済活動の活性化	3
7 環境の保全	48	1 7 雇用機会の拡充	3
8 災害救援	1	1 8 消費者の保護	3
9 地域安全活動	4	1 9 特定非営利団体に対する助	3
1 0 人権の擁護又は平和の推進	4	言・援助活動	
		合 計	411

(6) 協働事業提案制度（協働まちづくり提案制度）

協働事業提案制度は、市民公益活動団体が企画・提案した事業について、選考の上、1年間かけて成案化に向けて調整し、実現していくことを目指すシステムで、平成17年度から開始した。

この制度の導入により、公共サービスの質の向上、市民公益活動団体の事業力強化及び市職員の協働意識の醸成を図るとともに、将来的には既存事業の見直しを図ることを目的としている。

平成26年度から制度を見直し、市民公益活動団体からの提案について、庁内各課、双方の協働の意識向上、更には、市政における提案内容の重要性や必要性等、事業優先度の精査を重視し、これまでの選考委員会型から、提案団体と庁内各課をつなぐ協働コーディネーターによる協議型にした。

平成30年度からは制度のあり方について検討しており、新たな提案募集は実施していなかったが、令和2年度より、新たに「協働まちづくり提案制度」として再開した。

■ 提案件数並びに成案化件数

年度	提案件数	成案化件数
H27	3	2
H28	3	0
H29	7	3
R2	5	1
R3	2	2
R4	0	0
R5	1	0

(7) KIKAI（カシワワカモノプロジェクト）

柏市に思いを持つ35歳未満の若者たちが集い、若者自らの提案により自主的に活動する、若者を中心とした新しいコミュニティとして、平成31年3月に『KIKAI～新たな柏のチャンスを探求する次世代実験コミュニティ～』としてスタートした。

KIKAIの意味は、柏の別漢字「櫨」は木（キ）と解（カイ）でできているため、「柏の中には機会がある。チャンスがある。解（答え）がある。」という思いが込められている。

このコミュニティでは、若者たちが、楽しさや気軽さを求めながら集い、繋がり、若者の発想力を活かした教育、福祉、子育て、学び、仲間づくりなど様々な施策について自らが考え、活動しながら成長することを目指している。（35歳以上でもコミュニティを支えるサポーターとして関わることができる形式としている。）

また、若者らしいアイデアによるイベントの開催やWebを活用した参加者の募集や活動紹介を、Facebook、InstagramなどのSNSを活用し、若者を中心に幅広い情報発信をする等市と協働で事業を行ってきたが、令和5年4月より市民活動団体として自立した活動に変更した。

(8) 柏市民活動センター

市民公益活動の促進を目的に平成18年10月に開設し、情報、相談、交流、場の提供など、市民公益活動団体の活動拠点となる施設として、会議室やオープンスペース、作業室等、市民公益活動に必要な施設を備えるとともに、市民活動フェスタ（5月開催）や市民活動フォーラム（10月開催）、市民活動講座等、市民公益活動を活性化させる事業を実施、また、機関誌を発行した。

平成28年5月からパレット柏内に移転、市民活動サポートコーナーとして拡大された。

(9) パレット柏

平成28年5月に開館し、柏市民交流センター、柏市民ギャラリー、柏市国際交流センター、柏市男女共同参画センター、市民活動サポートコーナーの5つの施設を併設する複合施設である。多くの市民が集い、活動や交流・連携、芸術の発表や鑑賞の場として期待されている。

柏市民交流センターは、市民の自主的な活動を支援するとともに、行政と市民そして成り立ちや目的も異なる各主体間が相互理解を深め信頼関係を構築し、地域課題を共有する協働のまちづくりの拠点である。市民が利用できる施設として、7つのミーティングルーム、キッチンやピアノがある2つの多目的スペース、いつでも自由に使えるオープンスペースのほか、NPO 法人等が事務所代わりに使えるコワーキングスペースがある。

市民活動サポートコーナーは、市民公益活動、交流活動、協働事業、各種補助金等に関する相談業務のほか、市民活動を促進するための各種事業を実施する。

■ 施設概要（平成28年5月開館）

施設名称	柏市文化・交流複合施設（愛称：パレット柏）
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
建物規模	Day One タワー地下1階地上27階建ての3階部分
専有面積	2,324㎡
主な施設	柏市民交流センター（ミーティングルーム・多目的スペース・オープンスペース・コワーキングスペース）、柏市民ギャラリー（展示スペース・控室・倉庫）、柏市国際交流センター（国際交流スペース）、柏市男女共同参画センター（男女共同参画交流スペース）、市民活動サポートコーナー

■ 利用状況

年度	総来館者数	柏市民交流センター	柏市民ギャラリー	その他
H29	404,208人	121,689人	93,076人	189,443人
H30	412,771人	124,364人	90,687人	197,720人
R1	425,575人	115,832人	86,791人	222,952人
R2	151,270人	46,001人	8,264人	97,005人
R3	215,826人	59,237人	35,912人	120,677人
R4	275,953人	70,776人	52,264人	152,913人
R5	309,640人	79,905人	47,403人	182,332人

(10) 市民活動災害補償保険

市民団体が市民活動中に起こした事故に対して補償するもので、市がその保険料を負担し、市民活動の支援を図っている。

ア 対象となる活動

地域社会活動、青少年健全育成活動、社会福祉奉仕活動及び市主催事業への参加・協力

イ 補償の内容

内 容		補償額
損害賠償責任 保険（※免責 額1万円）	身体賠償	限度額 1名 6,000万円, 1事故 2億円
	財物賠償	限度額 1事故 100万円
	受託品賠償	限度額 1事故 100万円
傷害保険	死亡	200万円
	後遺障害	200万円～6万円
	入院	1日 3,000円
	通院	1日 2,000円

7 スポーツ推進

本市においては、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会を実現するため、スポーツ環境の整備に努めている。

スポーツ施設

施設名	開設	施設概要	利用者数(人)		
			R2年度	R3年度	R4年度
柏市中央体育館	S52.4	アリーナ、柔道場、剣道場、幼児体育室、弓道場、相撲場、小体育室、会議室、トレーニング室	26,825	208,952	202,643
柏市沼南体育館	H6.9	アリーナ、柔道場、剣道場、弓道場、大会議室、会議室、フットサル場、舞台、トレーニング室	110,188	123,000	136,868
柏市富勢運動場	S44.7	野球場(4)、庭球場(12)、庭球場管理棟、多目的広場、ゲートボール場、管理棟1階会議室、管理棟2階大会議室	81,264	98,433	95,043
柏市逆井運動場	S59.8	庭球場(10)、多目的広場、自由広場、ゲートボール場、会議室	80,095	91,721	88,120
柏市宮田島運動場	H7.4	少年野球場・一般ソフトボール場、フットサル場(2)、ゲートボール場	20,354	26,206	26,058
柏市柏の葉庭球場	H4.4	庭球場(8)、第2管理棟、シャワー室	36,176	43,544	44,410
新十余二第一公園	S47.10	多目的広場	4,946	6,709	5,737
新十余二第二公園	S47.10	庭球場(3)	11,288	12,470	11,780
松葉第一近隣公園	S56.10	野球場	5,624	5,771	5,681
松葉第二近隣公園	S56.10	庭球場(3)	11,115	10,536	10,071
柏市塚崎運動場	S55.8	野球場、庭球場(2)、多目的広場、ペタン	30,808	38,134	37,353

		ク場			
大津ヶ丘中央公園	S51.5	少年野球場，庭球場(3)	35,118	38,625	38,464
手賀の丘公園	S62.4	庭球場(6)，野球場・多目的広場，ゲートボール場(2)	23,271	26,733	27,888
しいの木台公園	H8.11	庭球場(2)	10,718	12,135	12,022
柏の葉公園運動場	H18.6	多目的広場	14,972	19,323	16,452
利根運動場	S55.8	野球場(4)，サッカー場(2)	7,250	12,741	14,531
柏市ひばりが丘市民プール	S43.7	50m，25m，幼児プール	0	0	4,361
柏西口第一公園市民プール	S45.8	25m，幼児プール(2)	0	0	3,166
柏市逆井市民プール	S59.8	25m，幼児プール	0	0	6,014
柏市船戸市民プール	S58.7	流水プール，スライダー，幼児プール	0	0	7,457
大津ヶ丘中央公園市民プール	S53.7	25m，幼児プール	0	0	428
名戸ヶ谷運動広場	S55.8	多目的広場，少年野球場	856件	1,206件	1,181件
船戸運動広場	S55.9	少年野球場			
逆井運動広場	S57.4	多目的広場，ゲートボール場			
山高野運動広場	S58.7	ソフトボール場(2)			
高田運動広場	S59.1	多目的広場			
柏ビレッジ運動広場	H2.9	少年野球場，サッカー場			
中の橋運動広場	S53.6	庭球場(2)	1,853件	2,808件	2,778件
利根サイクリングコース	S46.8	全長往復19km			

8 地域コミュニティ

(1) 地域コミュニティの活性化

急激な都市化によって市民相互の連帯感や郷土意識が希薄となりつつあった昭和56年に、本市では、『ふるさと柏』の創造を基本理念として、近隣センターを拠点とする「ふるさと協議会」を組織し、新旧住民の融和や住みよいまちづくり運動を進めてきた。

令和6年4月1日現在、21の地域ふるさと協議会が組織され、町会の枠を超えた地域コミュニティづくりの中心的な担い手として、各種の事業を展開している。その活動は、夏祭り・文化祭・運動会などのイベントのほか、環境・保健福祉・防災など多岐の分野にわたる。

地域には、分野ごとに異なる地域住民組織が多数存在しており、重複した事業の実施により、人的負担の増大、事業効率及び経費効率の低下が地域住民組織の課題となっているため、より効率的で、地域の特色を発揮できるような総合的な組織となるよう地域住民組織の見直しを推進。令和6年4月1日現在、20のふるさと協議会で地区社会福祉協議会との一本化が進められ、より実効のあがる体制を目指している。

また、近年は、地域コミュニティを取り巻く環境が変化しており、特に少子高齢化による社会構造の変化に伴う多様な地域課題が指摘されている。市では、それらの地域課題に対応するため、平成23年度から、ふるさと協議会や他の地域団体、大学等多様な主体が連携することにより、地域の資源・特性を活かしたまちづくりや人材発掘・育成をする「地域づくり推進事業」に取り組んでいる。

(2) 近隣センター

近隣センターは、集会施設のほか、出張所、図書館分館、体育室なども含まれた、市民が「集まり・学び・活動する」複合施設で、コミュニティづくりを推進するための施設として地域住民に広く利用されている。

■ 近隣センターの所在及び利用状況

名称	所在地	利用者数(人)		
		R3 年度	R4 年度	R5 年度
田中近隣センター	大室 249 番地 1	25,675	15,289	30,568
柏ビレジ近隣センター	大室 1285 番地 1	18,202	23,064	20,545
北部近隣センター	大青田 1541 番地 2	15,591	16,114	16,545
西原近隣センター	西原三丁目 2 番 48 号	20,800	20,229	21,881
布施近隣センター	布施 1196 番地 5	11,509	12,123	13,507
根戸近隣センター	根戸 467 番地 178	35,690	40,379	40,557
松葉近隣センター	松葉町四丁目 11 番地	47,257	57,585	61,358
高田近隣センター	高田 693 番地 2	28,050	32,657	11,203
豊四季台近隣センター	豊四季台一丁目 1 番 116 号	42,162	48,918	58,921
柏中央近隣センター	柏六丁目 2 番 22 号	41,699	55,998	58,438
新富近隣センター	豊四季 945 番地 1	22,397	25,319	24,660
旭町近隣センター	旭町五丁目 3 番 32 号	34,873	39,763	45,442
新田原近隣センター	東柏二丁目 2 番 15 号	34,262	36,408	39,007
富里近隣センター	富里二丁目 4 番 4 号	17,163	22,225	23,276
永楽台近隣センター	永楽台二丁目 11 番 25 号	13,693	15,709	17,481
増尾近隣センター	増尾三丁目 1 番 1 号	34,014	38,141	36,492
光ヶ丘近隣センター	光ヶ丘団地 200 番 5 号	35,123	40,719	43,926
南部近隣センター	新逆井二丁目 5 番 13 号	41,630	47,205	48,956
藤心近隣センター	藤心四丁目 1 番 11 号	26,269	29,776	30,934
酒井根近隣センター	酒井根 653 番地 4	38,305	42,180	42,633
高柳近隣センター	高柳 1652 番地 10	24,817	26,484	28,452
沼南近隣センター	大島田 440 番地 1	31,427	46,457	54,867
手賀近隣センター	柳戸 511 番地 11	4,834	7,374	8,034

※ 個人開放を含む数値

(3) 地区ふるさとセンター（町会等の集会施設）

131 館（令和 6 年 4 月 1 日現在の施設数）

(4) 行政連絡業務

市政の円滑な推進に資することを目的に、平成 8 年 4 月 1 日から制度化した。町会・自治会・区等に対し、行政資料の配布・回覧・掲示等を依頼するもの

(5) アミュゼ柏

平成11年4月に開館し、近隣センターと音楽等の活動を主体とした多目的ホールを備えた複合施設である。市民の暮らしと芸術の薫りが溶け合う新しい文化施設として、多くの方々に利用されている。

ア 施設概要（令和6年4月1日現在）

用途	近隣センター・多目的ホール	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造	
建物規模	地上5階 地下1階	
面積	敷地面積 2,014.42 m ² 延床面積 5,569.11 m ²	建築面積 1,418.43 m ²
主な施設	近隣センター(会議室・和室・料理実習室・工芸室・音楽室) クリスタルホール(400席) プラザ(移動席(150席)) リハーサル室(移動席(50席))	

イ 利用状況

年度	クリスタルホール		プラザ		リハーサル室	
	件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)	件数(件)	人数(人)
R3	369	23,544	516	17,295	703	6,664
R4	541	45,231	715	31,999	790	11,695
R5	562	55,912	680	34,916	908	11,797

(6) 市民文化会館

昭和47年10月に開館し、芸術文化の向上と活動実践の場として、多くの市民に利用されている。大ホール及び小ホールを有し、地域に根ざした文化の拠点となっている。

ア 施設概要（令和6年4月1日現在）

構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨トラス造（屋根部分）	
建物規模	大ホール 地上5階・小ホール 地上3階	
面積	敷地面積 13,928.77 m ² 延床面積 5,816.49 m ²	建築面積 3,233.86 m ²
主な施設	大ホール(1,338席) 小ホール(300席) 多目的室(3) 和室(1) 楽屋(6)	

イ 利用状況

年度	大ホール			小ホール		
	使用件数 (件)	使用区分数 (区分)	利用人数 (人)	使用件数 (件)	使用区分数 (区分)	利用人数 (人)
R3	206	476	58,211	138	247	13,839
R4	250	557	96,880	199	376	27,231
R5	267	612	125,055	210	435	28,643